

# M S S A

一般社団法人 宮城県警備業協会  
〒981-3105 仙台市泉区天神沢一丁目 4 番 11 号  
TEL 022-371-0310 FAX 022-773-6466  
info@mssa.jp  
<http://www.mssa.jp>

令和5年9月19日

宮城県警備業協会 会員の皆様へ

## 「職場の健康診断実施強化月間」について（ご連絡）

別添のとおり、宮城労働局長から、全国労働衛生週間準備期間である9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、集中的、重点的に指導を行っているとの連絡がありました。

宮城県警備業協会でも、令和5年8月8日付けで「警備業の職場における健康づくり」についてコンプライアンス委員会からご連絡いたしました。

また、令和5年8月30日付けで「重大事故速報」についてご連絡いたしましたが、警備業における労働災害を防止する意味からもぜひご協力をお願いいたします。

参考資料（厚生労働省ホームページにリンクします。）

1 リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000816863.pdf>

2 職場の健康診断実施強化月間の協力依頼

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000816834.pdf>

一般社団法人宮城県警備業協会  
コンプライアンス委員会  
委員長 川杉 謹也

宮労発基0907第2号  
令和5年9月7日

関係機関・団体等の長 殿

宮城労働局長  
(公印省略)

### 「職場の健康診断実施強化月間」の実施について

平素より、労働行政の推進に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、労働安全衛生法に基づく健康診断の実施、健康診断結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置の実施について、改めて徹底するため、全国労働衛生週間準備期間である毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下、強化月間という。）と位置づけ、集中的・重点的な指導を行っているところです。

本年度におきましては、下記のとおり強化月間の取組を実施することとしておりますので、事業場に対する支援を行う際には、下記の重点事項について、別添1から別添8のリーフレットを活用する等して、周知を行っていただきますようご協力をお願いします。

これらは、当局の第14次労働災害防止推進計画における「労働者の健康確保対策の推進」に資するものですので、当強化月間を契機としてより一層の周知をいただきますよう、重ねてお願いいたします。

なお、リーフレットのデータ等につきましては、当局ホームページ新着情報2023年8月30日「令和5年度（第74回）「全国労働衛生週間」を実施します」に掲載しておりますので、必要に応じてご参照いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 健康診断及び事後措置等の実施の徹底

- 2 健康診断結果の記録の保存の徹底
- 3 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- 4 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- 5 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。以下「健保法」という。）に基づく保険事業との連携
- 6 平成 30 年 3 月 29 日付け基安労発 0329 第 3 号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用

担当

労働基準部健康安全課

労働衛生専門官 早川

電話番号 022-299-8839